

サービス産業動向調査（仮称）試験調査実施計画

平成 18 年 12 月
総務省統計局

1 調査の目的

サービス産業動向調査（仮称、以下同じ）は、平成 20 年度に実施を予定しており、我が国におけるサービス産業の事業・活動を行っている事業所・店舗・施設（以下「事業所」という。）の基本的属性、売上高（収入額）、従業者数を調査し、サービス産業全体の経済活動の動向を明らかにすることにより、国内総生産（GDP）の四半期別速報値（QE）を始めとする各種経済指標作成の際のデータ、景気の動向を見る指標など、行政施策の企画・立案・評価、国民・事業者などの合理的な意思決定や真理の探求を助け、国民生活の向上や社会経済の発展のための基礎資料を提供することを目的とする。

この試験調査は、サービス産業動向調査を円滑に実施するため、調査方法や調査票などの調査関係書類の設計、その他同調査の実実施計画の立案に際し必要な事項を実地に検証し、調査設計の基礎資料を得ることを目的とする。

2 検証事項

次の事項について検証する。

(1) 調査事項の検証

売上高（収入額）の把握可能性

- ・ 事業所単位の把握可能性
- ・ 月次単位の把握可能性
- ・ 把握可能な計上時点

従業者数の把握可能性

(2) 調査方法の検証

郵送・インターネット導入の範囲

調査スケジュールの適否

- ・ 依頼開始時期、調査票提出期限、調査票回収期間の検証

(3) 集計方法の検証

速報公表の可能性

(4) その他

調査票様式の適否

調査用品の適否

3 調査の期間

調査月は平成 19 年 7 月から 9 月の各月とする。ただし、調査票の回収は調査月の翌月とする。

4 調査の範囲

(1) 調査の地域

調査の地域は、次の表に掲げる地域とする。

	調査員調査及び郵送・調査員併用調査	郵送調査
宮城県	仙台市青葉区及び仙台市宮城野区における調査区	宮城県全域
東京都	中央区、練馬区及び港区における調査区	東京都全域
岡山県	岡山市及び倉敷市における調査区	岡山県全域

(2) 調査産業

次に掲げる産業を主産業とする事業所とする。ただし、特定サービス産業動態統計調査、通信産業動態調査、建設関連業等動態調査で実績のあるものは、この試験調査の対象としない。

調査対象産業

日本標準産業分類大分類

- ・「H 情報通信業」
- ・「I 運輸業」
- ・「L 不動産業」
- ・「M 飲食店，宿泊業」
- ・「N 医療，福祉」
(小分類「741 保健所」及び「752 福祉事務所」を除く。)
- ・「O 教育，学習支援業」
(中分類「76 学校教育」を除く。)
- ・「Q サービス業(他に分類されないもの)」
(小分類「832 家事サービス業」、中分類「91 政治・経済・文化団体」、「92 宗教」及び「94 外国公務」を除く。)

(3) 調査の対象

平成16年事業所・企業統計調査における事業所のうち、総務省統計局長が指定する約9,000事業所とする。

5 調査票の種類及び調査事項

(1) 調査票の種類

調査は、1か月目用調査票、月次調査票及び状況調査票の3種類の調査票により実施する。

(2) 調査事項

1 か月目用調査票、月次調査票及び状況調査票において、それぞれ次の表に掲げる事項を調査する。

調査事項	1 か月目用調査票	月次調査票	状況調査票
経営組織及び資本金等の額			
事業所の月末の従業者数及び内訳〔調査前月〕			
事業所の月末の従業者数及び内訳〔調査月〕			
事業所の月間売上高（収入額）〔調査前月〕			
事業所の月間売上高（収入額）〔調査月〕			
事業所の主な事業の種類			
売上高（収入額）の把握単位（事業所・企業など）			
売上高（収入額）の把握期間（月・四半期など）			
売上高（収入額）の把握時期			
売上高（収入額）の計上時点（割賦販売など）			
売上高（収入額）を記入する際の問題点			
従業者数を記入する際の問題点			
1 年間の事業所の月間売上高（収入額）			
1 年間の事業所の月末の従業者数			
調査票の受取・提出方法			

6 調査の方法

(1) 調査の方法

調査は、民間調査機関（以下「調査受託業者」という。）に委託し、郵送調査（約 5,500 事業所）、郵送・調査員併用調査（約 1,600 事業所）、調査員調査（約 1,600 事業所）により、毎月末日現在で行う。

配布する調査票は、調査開始 1 か月目に「1 か月目用調査票」、2 か月目に「月次調査票」、3 か月目に「月次調査票」及び「状況調査票」とする。

(2) 申告の方法

申告は、事業所の事業主又は事業主に代わる者^{注)}が、配布された調査票に記入する方法により行う。

注) 事業主に代わる者について

事業主に代わる者とは、調査事業所の経理担当者などのほか、調査事業所を統括する本社等の経理担当者など、調査事業所の事業主に代わって調査票に記入できる者とする。

なお、調査事業所に所在しない経理担当者などが申告する場合、調査票は申告者が所在する事業所に配布する。

7 調査の系統及び主要事務

(1) 調査の系統

調査は、次の3つの系統により実施する。なお、インターネット経由の調査系統は、『統計調査等業務の業務・システム最適化計画』に基づくオンライン調査システムにより実施するため、試験調査では実施しない。

ア 郵送調査

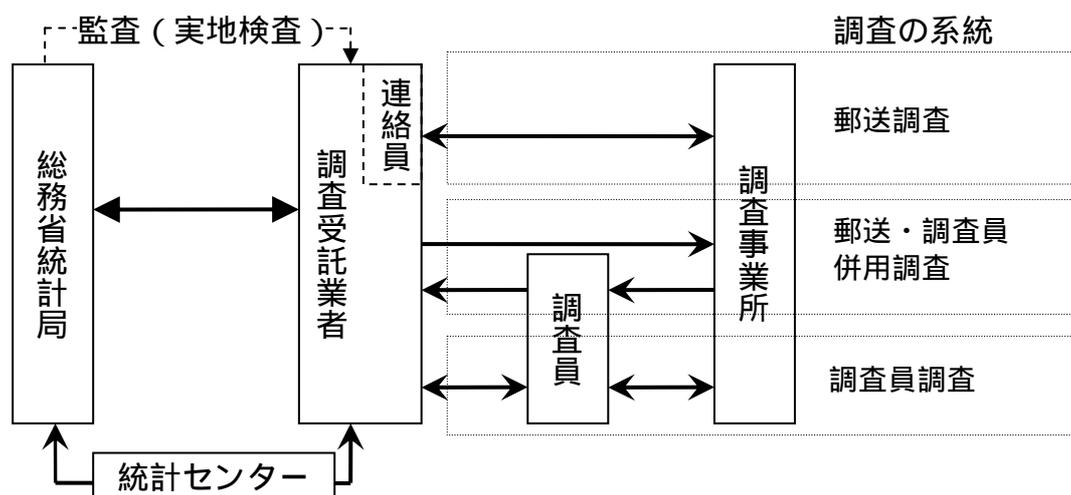
郵送により調査票の配布・回収を行う調査系統。なお、調査事業所への直接の対応は連絡員が行う。

イ 郵送・調査員併用調査

郵送により調査票を配布し、1か月目及び2か月目は郵送、3か月目は調査員が調査事業所に直接訪問し調査票の回収を行う調査系統。

ウ 調査員調査

調査受託業者が採用した調査員が、調査事業所に直接訪問し調査票の配布・回収を行う調査系統。



(2) 主要事務

ア 国の事務 (企画、実査準備、調査結果の検証)

調査用品の原稿作成、調査事業所の抽出、調査受託業者に対する指導・監査、記入済調査票の審査、結果表の集計、各種検証などの事務を行う。

イ 独立行政法人統計センターの事務 (製表技術の研究・検討)

製表技術の研究・検討、製表事務上の問題点の把握などの事務を行う。

ウ 調査受託業者の事務 (実査準備、実査、調査票の入力)

調査用品の印刷、調査の事務日程の作成、調査員の任命、連絡員^{注1)}・調査員^{注2)}に対する指導、調査協力依頼状の郵送、調査窓口の確認、調査票記入依頼、調査票の配布及び回収、督促、記入指導、調査の実施状況の把握、記入済調査票の審査・入力、調査関係書類の整理、調査員報告会の開催などの事務を行う。

注1) 連絡員の事務

連絡員は、電話等の手段により、調査受託業者の事務のうち、調査窓口の確認、調査票記入依頼、督促、記入指導などの事務を行う。

注2) 調査員の事務

調査員は、調査事業所に直接訪問し、調査受託業者の事務のうち、調査窓口の確認、調査票記入依頼、調査票の配布及び回収、記入指導などの事務を行う。

(3) 主な日程

調査実施業務の公示	平成 19 年 2 月中旬から 3 月下旬 (50 日間)
調査実施業務の入札	平成 19 年 4 月上旬
調査受託業者に対する業務説明	平成 19 年 4 月上旬
調査用品印刷及び調査員等指導	平成 19 年 4 月中旬から 6 月上旬
実地調査	平成 19 年 6 月下旬から 11 月上旬
調査員報告会	平成 19 年 11 月中旬
調査関係書類等の提出	平成 19 年 9 月中旬から 11 月中旬
事後報告会	平成 19 年 11 月中旬

8 調査関係書類の提出

調査受託業者は、「調査票」その他の試験調査関係書類を、次の表に掲げる期日までに総務省統計局へ提出する。

1 か月目用調査票	平成 19 年 9 月 12 日
月次調査票 (2 か月目)	平成 19 年 10 月 12 日
月次調査票 (3 か月目)	平成 19 年 11 月 12 日
状況調査票	平成 19 年 11 月 12 日
調査事業所名簿	平成 19 年 11 月 20 日
調査員記録表	平成 19 年 11 月 20 日
調査関係者記録表	平成 19 年 11 月 20 日

9 試験調査実施状況の記録表作成及び結果の報告

- (1) 調査員及び連絡員は、調査事業所の異動状況、調査票の回収日を調査票の「調査員・連絡員記入欄」に記録する。
- (2) 調査受託業者の調査員指導担当職員 (以下「調査関係職員」という。) は、調査期間中、調査員に随行するなどし、調査票の配布・回収に係る実査上の問題点などを把握するとともに、その状況を「調査関係者記録表」に記録する。
- (3) 調査受託業者は、調査終了後、調査員報告会を開催し、調査員から意見、感想などを聴取する。
- (4) 総務省統計局は、事後報告会を開催し、調査関係職員から調査の実施状況などについて報告を求める。
- (5) 総務省統計局は、調査関係書類の内容を審査・集計し、分析を行う。

10 その他

この調査は、統計報告調整法に基づく統計報告の徴集として実施する。